基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年九月十四日

東京都豊島区池袋二丁目一六番一三号

株式会社ＯＲＩＭＯ

代表取締役　吉岡　利記

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年九月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一三番二七号

株式会社青雲クラウン

代表取締役　青山　英生

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日を基準日と定め、同日午後五時十五分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めますので公告します。

平成二十三年九月十四日

大阪府大阪市中央区安土町一丁目七番三号

野村貿易株式会社

代表取締役　宮下　勝成

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年九月十四日

兵庫県神戸市長田区南駒栄町一丁目七番

株式会社アグロモバイルネットワーク

代表取締役　長嶺　忠洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十四日

秋田県潟上市昭和乱橋字下畑五〇番地

株式会社菅与組

代表取締役　畠山順太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十四日

新潟県長岡市本町一丁目一番地一

株式会社角新工務店

代表取締役　加藤紋次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十四日

石川県金沢市湊一丁目一〇八番地

株式会社天童工芸

代表取締役　小松　幹男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十四日

長野県大町市平一九〇八番地八

株式会社大興建設

代表取締役　曽根原　務

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十四日

大阪府八尾市栄町一丁目一番三号

株式会社システムズコーポレーション

代表取締役　大儀　恵子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東淀川区東淡路三丁目八六番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区東淡路三―一―四　被相続人　亡　岩田　時弘

右被相続人は平成二十三年一月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年八月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日

大阪市中央区備後町一丁目四番一〇号マクステルハウス二〇一号

相続財産管理人岩田八十子

代理人弁護士　得津　正

限定承認公告

本籍大阪府堺市南区茶山台二丁四番地、最後の住所大阪府堺市南区茶山台二丁四番二―二一〇号　被相続人　亡　菅波美代子

右被相続人は平成二十三年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十三年九月六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日

大阪府阪南市桃の木台六丁目一七番地の三

相続財産管理人　菅波　良純

限定承認公告

本籍大分県由布市庄内町西一〇〇三番地、最後の住所大分県由布市庄内町西一〇五六番地三　被相続人　亡　後藤善一郎

右被相続人は平成二十三年五月一日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十七日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日

大分県由布市庄内町西一〇五六番地三

相続財産管理人　後藤　雅子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八億四千五百万円（但し、A号優先出資については金八億四千五百万円、B号優先出資については金〇円）減少し、金三十七億百九十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月二十日

掲載頁　九十頁（号外第二二〇号）

平成二十三年九月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・イレブン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億二百七十万円（但し、A号優先出資については金十一億二百七十万円、B号優先出資については金〇円）減少し、金十一億五百七十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000269/fbgt/

平成二十三年九月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・サーティーン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十三年五月二十七日（号外第一一〇号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中「資本金の額を百十五万円減少し、一千万円とする」とあるは「資本金の額を百五十万円減少し、一千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年九月十四日

東京都港区芝浦一丁目一四番八号

株式会社ライフフィールド総合研究所

代表取締役　堤　昭弘

正　誤

平成二十三年九月十三日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣　枝野　幸男

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十四日付第二〇一号九月十二日付参会第三三号八六ページ●同日付政府調達第一七四号一六ページ●八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）